

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月13日

【四半期会計期間】 第36期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

【会社名】 株式会社アコーディア・ゴルフ

【英訳名】 Accordia Golf Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鎌田 隆介

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号 渋谷クロスタワー

【電話番号】 03-6688-1500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 鈴木 隆文

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山三丁目3番3号 リビエラ南青山ビル

【電話番号】 03-6688-1506(部門代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 鈴木 隆文

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第35期 第2四半期 連結累計期間	第36期 第2四半期 連結累計期間	第35期
会計期間		自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
営業収益	(千円)	48,930,457	41,319,676	91,983,152
経常利益	(千円)	6,387,451	738,098	10,318,553
四半期(当期)純利益	(千円)	3,130,790	3,990,292	4,617,175
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	3,130,790	3,918,068	4,623,265
純資産額	(千円)	90,710,144	45,434,755	92,202,619
総資産額	(千円)	261,040,614	158,334,897	262,961,302
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	30.50	40.97	44.98
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	34.7	28.6	35.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	4,808,376	10,914,662	11,557,380
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,427,935	85,351,664	5,012,532
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,934,447	73,112,310	7,773,544
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	5,269,530	5,919,531	4,594,840

回次		第35期 第2四半期 連結会計期間	第36期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	4.45	12.38

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 第36期第2四半期連結累計期間における経常利益、純資産額、総資産額、自己資本比率、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー残高の大幅な増減は、当社アセットライト施策によるものであります。
4. 当社は、平成25年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。
5. 第35期及び第35期第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第36期第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当企業グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容は、引き続きゴルフ関連事業であります。第4 経理の状況 注記事項(追加情報)に記載のとおり、当社は、当第2四半期連結累計期間において、ビジネス・トラストによるアセットライトを実施しております。これにより、保有ゴルフ場数が90コース減少いたしました。当該ゴルフコースの当社による運營業務の受託に関し、アコーディア・ゴルフ・アセット合同会社(以下「AGアセット」といいます。)と経営管理委託契約を締結しております。これに伴い、保有ゴルフ場数は減少し、運営受託業務等に関するゴルフ場数が増加しております。また、Accordia Golf Trust(以下「AGトラスト」といいます。)はAGアセットに匿名組合出資を行っております。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

### 〔ゴルフ場経営〕

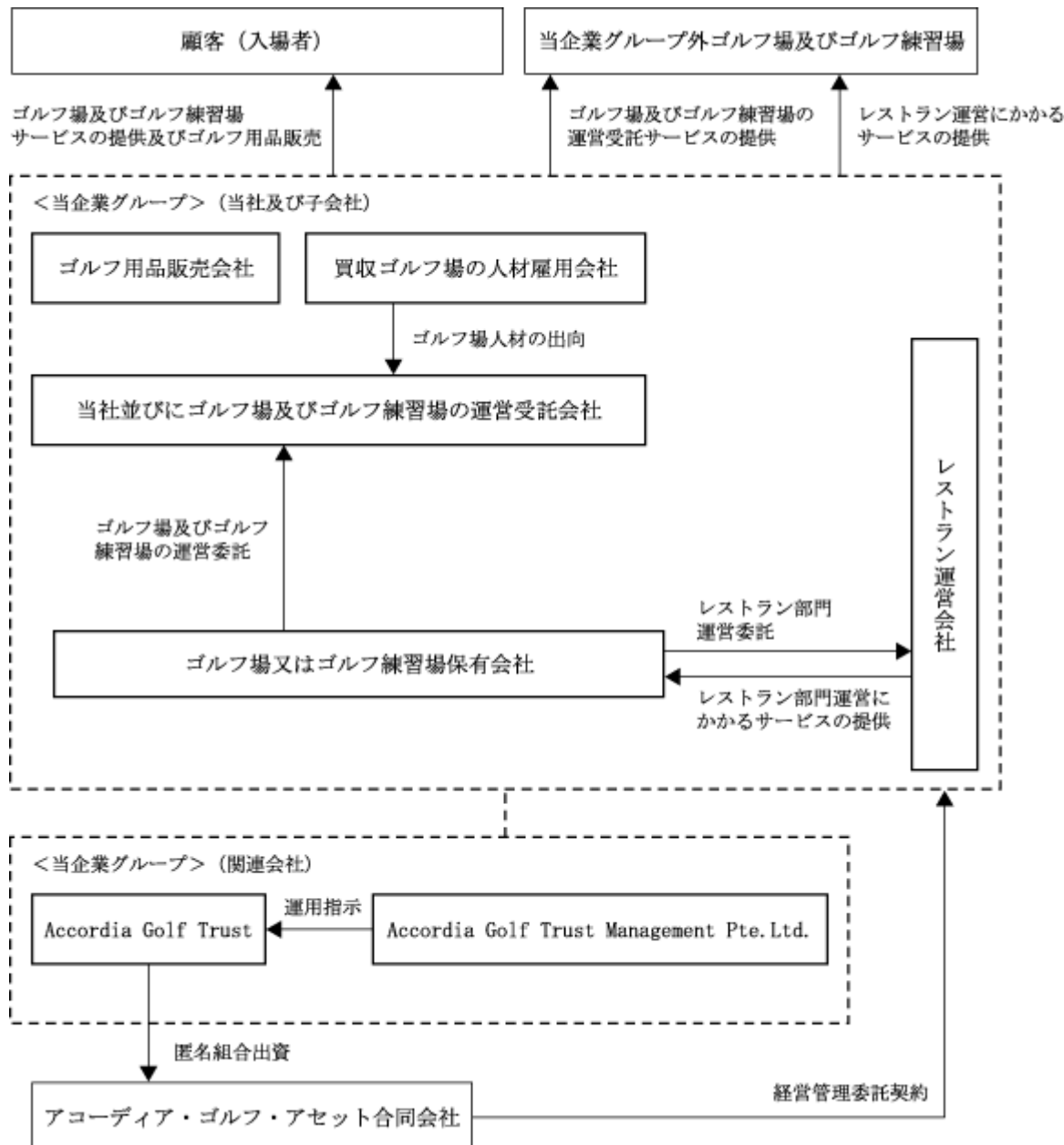
当該施策の実施により、減少した主な関係会社は以下のとおりであります。

株式会社アコーディアAH11、株式会社アコーディアAH12

当第2四半期連結会計期間において当社は、ビジネス・トラストによるアセットライトを実施するにともない、当社の特定子会社であった(株)アコーディアAH11及び(株)アコーディアAH12の発行済株式の全部を、AGアセットとの匿名組合契約に対し現物出資をおこない、その後当該匿名契約をAGトラストに譲渡いたしました。

この結果、平成26年9月30日現在では、当企業グループは、当社、子会社22社及び持分法適用会社2社で構成されることとなりました。

### 〔事業系統図〕



## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

下記に記載の内容を除き、前事業年度の有価証券報告書の提出日以後、本書提出日までの間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。変更点は下線で示しています。なお、変更点の前後について一部省略しています。また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当企業グループが判断したものであります。

#### (1) 当企業グループの事業及び財務の構造的な変更について

当社は、平成26年8月1日、ビジネス・トラストによるアセットライト、新株予約権付ローンによる資金調達及び自己株式の公開買付けを含む一連の施策（以下「本施策」と総称します。）のうち、ビジネス・トラストによるアセットライト、新株予約権付ローンによる資金調達を実施し、また、公開買付期間を平成26年8月5日から同年9月1日とする、自己株式の公開買付けを実施し平成26年9月29日をもってその決済を完了いたしました。当社は、現時点においては、本施策の実施後には、主として以下のリスクが存するものと考えています。

##### 事業の構造的変更について

本施策が実施され、当企業グループが保有していた合計133コースのうち90コース（以下「当初BT対象ゴルフ場」といいます。）が、アコーディア・ゴルフ・アセット合同会社（以下「AGアセット」といいます。）に移管され、当社の財務諸表からオフバランス化された一方、当社はAGアセットとの間で締結した経営管理委託契約に基づき、当初BT対象ゴルフ場の運営委託を受けております。当社は、従前の事業をゴルフ場運営事業と資産保有事業とに分離したうえで、ゴルフ場運営事業に注力していくことによって、当社の資産の効率化が実現され、また、ゴルフ場運営事業の価値を顕在化させることができるものと考えております。

しかしながら、その反面、本施策の実施後には、不動産の使用の対価や価値上昇等の資産保有事業に係る経済的利益を享受することができなくなります。さらに、市場環境その他の状況から、ビジネス・トラストによるアセットライトによって当社の企図したゴルフ場運営事業に注力することによる利益が得られないおそれもあります。

また、当社は、本施策の実施後には、シンガポール証券取引所に上場されたシンガポールのビジネス・トラスト法に基づくビジネス・トラストであるAccordia Golf Trust（以下「AGトラスト」といいます。）のユニットの発行済総数の25%超を継続して保有する方針であるため、当該保有ユニットについて、国内のゴルフ場資産の保有とは異なり、ユニットの価格変動リスク及び為替リスク等に晒されることとなります。

##### 循環型ビジネスについて

当社は、ビジネス・トラストによるアセットライトの実施後、当初BT対象ゴルフ場以外の当企業グループが保有するゴルフ場等及び新規に取得するゴルフ場につき、当社のゴルフ場運営ノウハウによるバリューアップを経て収益力を向上・安定化させた上で、これを主にAGアセットに売却し、さらに当社において積極的なゴルフ場の新規取得を行うという循環型ビジネスを展開することを予定しております。これにより、当社は、AGアセットに売却したゴルフ場の運営業務を受託することによって、当該ゴルフ場の運営業務に関する報酬を継続的に収受することができるほか、AGアセットへのゴルフ場の売却益も目指すことができると考えています。当社は、この循環型ビジネスを展開し、運営受託に注力したビジネスモデルを目指します。しかしながら、当初BT対象ゴルフ場以外の当企業グループが保有するゴルフ場等のバリューアップが想定どおりに進まないために当社の企図する利回りでのゴルフ場の売却が実現できない、ゴルフ場のM&A市況等の要因により当社においてゴルフ場等の新規取得が想定どおりに実施できない、又は市場環境等によりAGトラストにおいて資金調達が困難なためゴルフ場等の当社からの移管ができないといった事態が生じ、当社が企図している循環型ビジネスによる成長性や収益性を確保できない可能性があります。

##### AGアセットへの収益の依存について

当社は、本施策の実施により、AGアセットからゴルフ場の運營業務を受託する対価として報酬を得ることとなります。上記のとおり、本施策実施直後においても、当社の収益の重要な部分をAGアセットに依存することとなります。また、本施策の実施後も継続的にAGアセットへのゴルフ場の移管を進める場合、当社のAGアセットへの依存はより高くなります。したがって、将来において、アコーディア・ゴルフ・トラストのトラスティー・マネジャーとしてのアコーディア・ゴルフ・トラスト・マネジメント・ピーティーイー・エルティーディー（Accordia Golf Trust Management Pte. Ltd.）（以下「トラスティー・マネジャー」といいます。）、AGトラスト、AGアセットとの関係が悪化し、又はAGアセットとの間の経営管理委託契約が当社に不利益に変更される若しくは更新拒絶、解除、解約等により終了する等の事態が生じたときは、当企業グループの経営成績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### AGアセット又はトラスティー・マネジャーとの間の合意等について

当社は、AGアセットに対するゴルフ場の移管に際して、AGアセット及びトラスティー・マネジャーに対し、当初BT対象ゴルフ場を保有する当社子会社や当初BT対象ゴルフ場等に関する一定の表明保証を行っているため、当初BT対象ゴルフ場の移管後に当該表明保証事項の違反が生じた場合は、当社は、補償又は当初BT対象ゴルフ場の買戻しの義務を負う可能性があります。また、当社は、AGアセット及びトラスティー・マネジャーに対して、当初BT対象ゴルフ場の移管後に、当企業グループが新たにゴルフ場等を取得しようとする場合の先買権、並びに当企業グループによる当初BT対象ゴルフ場以外のゴルフ場等の売却に関する協議開始権及び先買権を付与しております。これらによって、当社が企図する循環型ビジネスの実施のための新規ゴルフ場等の取得又はAGアセット以外の者に対する当企業グループの機動的な資産の売却が阻害される可能性があります。さらに、当社は、AGアセット及びトラスティー・マネジャーに対して、移管時点において当企業グループが保有するゴルフ場のうち当初BT対象ゴルフ場以外のゴルフ場等について、一定の条件の下で、当企業グループから取得する権利を付与し、また、一定の場合には当社が保有するゴルフ場等を第三者に売却する義務を負っています。これによって、当社にとって望ましくない時期に望ましくない条件でゴルフ場等の資産をAGアセットに移管せざるを得なくなり、又は第三者に売却せざるを得なくなる可能性があります。

#### 財務の構造的変更について

当社は、平成26年8月5日、ビジネス・トラストによるアセットライトにより当社が受領する金額（当社がAGトラストから受領する資金及びAGアセットに移管される子会社から返済を受ける既存貸付金等の合計額を意味し、以下「アセットライト受領金額」といいます。）の一部その他の資金を用いて、買付代金の総額を約450億円以上とする自己株式の公開買付け（1株当たりの買付価格は1,400円）（以下「本自己株式公開買付け」といいます。）を開始し、平成26年9月1日をもって本自己株式公開買付けを終了し、平成26年9月29日をもってその決済を完了いたしました。当社は、本自己株式公開買付けは、当社株式1株当たり利益及び資本効率の向上に資するものと判断しておりますが、本自己株式公開買付けが実施された結果、当社の自己資本は大きく圧縮されております。このような財務の構造的変更に対する金融機関及び資本市場からの評価によっては、当企業グループが必要な時期に希望する条件で資金調達を行うことができなくなる可能性や、資金調達金利が増大する可能性があります。その結果、将来の当企業グループの財政状態や業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### その他

本施策の実施に伴うリスクは以上に限定されるものではなく、本施策の実施後にAGトラストの成長又は存続、当企業グループとAGトラストとの関係に影響する想定外のリスクが顕在化する可能性もあります。これには、我が国、シンガポールの法令、ガイドライン、税制、会計基準等の制定、改正等が含まれます。かかる事態が生じた場合には、本施策の実施後の当社の計画や前提に変更が生じる可能性があります。さらに、本施策の実施の過程において想定外の問題やコストが生じる可能性もあります。これらの事態が生じた場合には、当企業グループの経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2)～(6)省略

#### (7)借入金による資金調達について

当社は、平成26年7月8日付で、当社の既存借入金の返済等を目的として、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行を中心とする13金融機関との間で、総額320億円のシンジケートローン契約

(以下「新AGローン契約」といいます。)を締結しており、同年8月1日までに新AGローン契約に基づく融資は170億円(トランシェA及びトランシェC)が、残額の150億円(トランシェB)は同月27日に実行されております。

新AGローン契約においては、以下の財務制限条項をはじめ、当社の事業活動を制約する条項が含まれております。財務制限条項に抵触した場合には、金融機関からの通知により期限の利益を喪失する可能性があります。

2014年9月第2四半期以降、各計算基準日(当社の各決算期及び各第2四半期の末日を意味します。)における連結貸借対照表または四半期連結貸借対照表における純資産の部の金額を以下の水準以上に維持すること。

(a) 本自己株式公開買付け実施以前の決算期または第2四半期を判定期とする場合

前年同期比75%以上かつ692億円以上に維持すること。

(b) 本自己株式公開買付け実施直後の決算期または第2四半期を判定期とする場合

375億円以上に維持すること。

(c) 本自己株式公開買付け実施直後の決算期及び第2四半期より後に到来する決算期または第2四半期を判定期とする場合

本自己株式公開買付け実施直後の決算期または第2四半期比75%以上かつ375億円以上に維持すること。

2014年9月第2四半期以降、各計算基準日における連結損益計算書または四半期連結損益計算書に示される経常損益及び営業損益が損失とならないようにすること。

2014年9月第2四半期以降、各計算基準日における連結貸借対照表または四半期連結貸借対照表上の自己資本比率(純資産額/総資産額×100)を20%以上に維持すること。

2014年9月第2四半期以降、各計算基準日においてレバレッジ・レシオ(純有利子負債(有利子負債-現預金)÷EBITDA(利払前、税引前、償却前の営業利益))の比率が下記を超えないこと。

格付(注)	レバレッジ・レシオ
BBB+以上	6.5倍
BBB	6.0倍
BBB-	5.75倍

(注) 格付とは、借入人がR&IまたはJCRのいずれかより取得している発行体格付(もしくは長期発行体格付)または貸付債権に係る格付のいずれかの一番高い格付をいう。

新AGローン契約の締結日の属する月の末日以降、各月末における連結貸借対照表または四半期連結貸借対照表上の現預金残高が3ヶ月連続して30億円を下回らず、かつ2ヶ月連続して20億円を下回らないこと。

R&Iの発行体格付またはJCRの長期発行体格付をBBB-以上に維持すること。

また、新AGローン契約においては、不適格先((i)反社会的勢力、(ii)会社法・金融商品取引法等の違反により取締役の欠格事由に現在若しくは過去に該当する者、(iii)金融商品取引法の趣旨に重大な違反をするなど、資本市場の健全性・公正性を重大な点で阻害する態様により権利の主張を行い、当社の利益を著しく侵害する者、または(iv)これらの者と実質的に同一もしくは一体の者と認められる者が含まれます。)が当社の株式を5%を超えて保有することとなった場合(既に5%を超えて株式を保有する者が追加取得を行う場合を含みます。)には、当社は、その対応方針について、金融機関と誠実に協議を行う旨が定められており、かかる協議の結果、合意に至らなかった場合には、金融機関は期限の利益の喪失の請求を行うことができます。但し、金融機関は、当社の利益を踏まえた上で、不合理な理由(かかる不合理性の判断に際しては、債権保全への悪影響を勘案することを要します。)により、合意を留保または拒絶して、期限の利益喪失の請求をしてはならないものとされています。

本書提出日現在において、上記の誠実協議の開始事由が生じており、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行を中心とする13金融機関との間で、対応方針について協議を行っております。当社としては、金融機関との対応方針の合意に向けて誠実に協議を行ってまいります。

当社は、本書提出日現在において、期限の利益を喪失する可能性は低いと判断しておりますが、何らかの要因から、上記の財務制限条項等に抵触することにより当企業グループ保有の一定の不動産に対し抵当権の設定登記が行われ、又は期限の利益を喪失する可能性があり、その結果、当企業グループの財政状態等に影響を与える可能性があります。また、借入金の利息は変動金利によるものであり、金利が変動した場合には、当企業グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

( 8 ) ~ ( 10 ) 省略

## 2 【経営上の重要な契約等】

### (1) 借入契約

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
(株)アコーディア・ゴルフ	(株)みずほ銀行・(株)三井住友銀行を中心とする13金融機関	総額320億円のシンジケートローン(金銭消費貸借契約)	平成26年7月8日から平成31年8月1日まで
(株)アコーディア・ゴルフ	大和PIパートナーズ(株)	総額200億円の相対ローン(金銭消費貸借契約)	平成26年3月28日から平成28年12月1日まで
(株)アコーディア・ゴルフ	(株)三菱東京UFJ銀行を中心とする5金融機関	総額46億円のコミットメントライン契約による借入枠の設定	平成26年7月23日から平成26年12月29日まで

### (2) 既存借入の返済及び解約

下表記載のコミットメントライン契約に基づく借入については、平成26年7月28日をもって、全額返済し、また、契約を終了いたしました。下表記載の各シンジケートローン及び大和PIパートナーズ株式会社からの相対ローンについては、平成26年8月1日をもって、全額返済いたしました。下表記載の特殊当座借越契約については、平成26年7月31日をもって解約しております。

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
(株)アコーディア・ゴルフ	(株)みずほコーポレート銀行・(株)三井住友銀行を中心とする12金融機関	総額140億円のシンジケートローン(金銭消費貸借契約)	平成23年10月31日から平成28年9月30日まで
(株)アコーディア・ゴルフ	(株)みずほコーポレート銀行・(株)三井住友銀行を中心とする14金融機関	総額375億円のシンジケートローン(金銭消費貸借契約)	平成24年10月31日から平成29年9月30日まで
(株)アコーディア・ゴルフ	(株)あおぞら銀行を中心とする3金融機関	総額85億円のシンジケートローン(金銭消費貸借契約)	平成24年10月31日から平成29年9月30日まで
(株)アコーディア・ゴルフ	(株)三井住友銀行	総額50億円の特殊当座借越契約による借入枠の設定	平成24年11月30日から平成26年11月29日まで
(株)アコーディア・ゴルフ	(株)三菱東京UFJ銀行を中心とする8金融機関	総額89.5億円のコミットメントライン契約による借入枠の設定	平成25年3月29日から平成26年12月29日まで
(株)アコーディア・ゴルフ	大和PIパートナーズ(株)	総額100億円の相対ローン	平成25年11月25日から平成26年11月25日まで



### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当企業グループの事業は、ゴルフ事業及びこれに付帯する業務の単一事業であり、また、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店等がないため、セグメント情報による記載は行っておりません。

#### (1)経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は「アベノミクス」と呼ばれる金融緩和や景気対策などによって、景気は穏やかな回復基調を続けていますが、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動および、円安の進行に伴う輸入原材料価格の値上がりなど不透明要因が生じています。

当企業グループが属するゴルフ業界は、景気回復に対する期待感の高まりを背景として、春先は穏やかな天候が続いたため、プレー需要は総じて安定して推移した一方、6月以降に生じた集中豪雨などによる営業日数の減少に伴い、入場者数は伸び悩みました。

このような状況の下、当企業グループは、ゴルフ場の集客に取り組む一方、2017年3月期（平成28年度）を最終年度とする新中期経営計画における基本戦略（「循環型ビジネス・モデルによるキャピタルゲイン創出」「運営受託事業拡大による安定的キャッシュ創出」）を進め、以下の経営施策に取り組みました。

##### （ビジネス・トラストによるアセットライト取引等及び自己株式取得の実施）

当社は、当社の経営課題であった資産効率の改善等を目的として、平成26年8月1日、ビジネス・トラストによるアセットライトに関する取引を実施し、これに伴い、シンガポールで組成されたビジネス・トラストであるアコーディア・ゴルフ・トラスト（以下、「AGトラスト」といいます。）の発行する出資証券（ユニット）は、同日付で、シンガポール証券取引所に上場されました。

また、当社は、ビジネス・トラストによるアセットライトに伴い、90コースのゴルフ場（付随する施設等を含みます。）に係る運営事業の譲渡の対価および既存貸付金等の回収金として、合計で、約1,132億円（このうち、当社が取得したビジネス・トラストのユニット（発行された全ユニットの28.85%）に係る金額約253億円については、相殺処理を行ったため、当社による現金の受領はありません。）を受領いたしました。

さらに、当社は、資本効率の改善およびこれに伴う株主資本利益率（ROE）の上昇等を目的として、公開買付期間を平成26年8月5日から同年9月1日とする自己株式の公開買付けを実施し、ビジネス・トラストによるアセットライトを通じて受領した資金の一部等をもって、同年9月29日にその決済を完了いたしました。

##### （ゴルフ場運営事業）

お客様にリーズナブルな価格で価値のある商品・サービスを気軽に楽しんでいただける仕組みの構築を進めると共に、ゴルフ場ブランドや当社独自のポイントプログラム、直営・提携練習場との連携強化などお客様の集客策などを進めました。当第2四半期連結累計期間におけるゴルフ場入場者数（当企業グループの保有コースおよび運営受託契約を締結しているゴルフ場の入場者数）は、437万人（前年同期比5万人増加）となりました。

##### （ゴルフ場の取得とゴルフ場ポートフォリオの最適化）

数年前から進めている優良なゴルフ場を大都市圏に集約し収益基盤を強化するゴルフ場ポートフォリオ戦略に基づき、良好なゴルフ場取得案件に対して、当第2四半期連結累計期間は、ゴルフ場1コース（京都府）の取得契約を締結いたしました。なお、当第2四半期連結累計期間末現在の運営ゴルフ場数は136コース（保有43コース、ゴルフ場の運営に係る契約を締結しているコース数は93コース）となりました。

##### （ゴルフ練習場運営事業）

スクール運営の積極展開やゴルフ練習場主催のゴルフコンペ開催など当社ゴルフ場との相乗効果を強化いたしました。また、4月にアコーディア・ガーデン福岡を開業する一方、収益の向上が望みにくい施設を太陽光発電所の建設を目的として営業終了とした結果、当第2四半期連結累計期間末現在の運営ゴルフ練習場数は25ヶ所となりました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、当社が実施したビジネス・トラストによるアセットライトに伴い、当企業グループが保有していたゴルフ場133コースのうち90コースの運営事業を譲渡したことで、営業収益が、前第2四半期連結累計期間と比較し（以下対前年同期比という）7,610,781千円（15.6%）減少の41,319,676千円となりました。営業利益は、営業収益減少の影響を受けたこと、また本施策実施にかかった費用が発生したものの、90コースの運営事業譲渡によって営業費用が減少したこと及びグループ全体でコスト削減の取り組みを行ったこと等により、対前年同期比2,448,338千円（33.5%）減少の4,870,742千円となりました。経常利益は、新規借入に

に伴いシンジケートローン手数料が721,750千円増加したこと及びシンガポールで組成されたビジネス・トラストであるAGトラストを持分法で連結範囲に含めたことにより持分法による投資損失が2,155,483千円増加したこと等で対前年同期比5,649,352千円(88.4%)減少の738,098千円となりました。四半期純利益は、AGアセット対象ゴルフ場90コースを保有する当社子会社の株式を匿名組合出資として現物出資し、その匿名組合出資持分を譲渡したこと等により発生した関係会社株式売却益6,180,783千円を主因として、対前年同期比859,501千円(27.5%)増加の3,990,292千円となりました。

## (2)財政状態の分析

### (資産)

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末と比較して104,626,405千円減少し158,334,897千円となりました。減少の主な内容は、AGトラストがシンガポールにて上場した際、そのユニットを取得したこと等により投資有価証券が20,605,954千円増加したものの、当企業グループが保有していたゴルフ場133コースのうち90コースを譲渡したこと等により、有形固定資産が119,366,078千円減少したこと等によるものであります。

### (負債)

負債合計は、前連結会計年度末と比較して57,858,541千円減少し112,900,141千円となりました。減少の主な内容は、弁済により短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金が合計で11,024,957千円減少したこと、社債の償還期限到来により一年内償還予定の社債が15,000,000千円減少したこと及び90コースを譲渡したこと等により入会保証金が15,462,182千円減少したこと等によるものであります。

### (純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末と比較して46,767,863千円減少し45,434,755千円となりました。減少の主な内容は、新株予約権を有償発行したことにより新株予約権が140,424千円発生したものの、当第2四半期連結累計期間に自己株式の公開買付を行ったことにより、自己株式が45,000,200千円増加したこと、当第2四半期連結累計期間の四半期純利益3,990,292千円と利益剰余金からの配当5,748,271千円を差し引き利益剰余金が1,757,979千円減少したこと等によるものであります。

## (3)キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前第2四半期連結会計期間末と比較して650,001千円増加し5,919,531千円となりました。

各活動別のキャッシュ・フローの状況につきましては以下のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において営業活動により使用した資金は、10,914,662千円となりました。前第2四半期連結累計期間において営業活動により得た資金は4,808,376千円であったため前第2四半期連結累計期間と比較して15,723,038千円の減少となりました。減少の主な内容は、税金等調整前四半期純利益が478,887千円増加したものの、アセットライト施策により発生した関係会社株式売却益6,180,783千円が営業活動から除外されること、及び子会社からの配当に伴い源泉税納付が発生したことを主因として法人税等の支払額が10,295,471千円増加したこと等によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において投資活動により得られた資金は85,351,664千円となりました。前第2四半期連結累計期間において投資活動により使用した資金は、2,427,935千円であったため前第2四半期連結累計期間と比較して87,779,600千円の増加となりました。増加の主な内容は、アセットライト施策を主因として連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入が87,521,825千円増加したこと等によるものであります。

なお、ビジネス・トラストのユニットを取得した対価25,357,232千円については、当該収入より相殺されているため入金額により表示しております。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において財務活動により使用した資金は、前第2四半期連結累計期間と比較して70,177,863千円増加し73,112,310千円となりました。増加の主な内容は、長期借入れによる収入が47,298,000千円増加したものの、長期借入金の返済による支出が55,931,446千円増加したこと、償還期限が到来したことによる社債の償還による支出が15,000,000千円あったこと、自己株式の公開買付により自己株式の取得による支出が45,000,200千円あったこと等によるものであります。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5)従業員数

連結会社及び提出会社の状況

当第2四半期連結累計期間において、アセットライト実施に伴い、当企業グループはビジネス・トラスト対象ゴルフ場の運営業務に従事する当社の従業員が、AGアセットへ異動したことにより、5,639名減少しております。

なお、従業員数には臨時従業員（パートタイマー及びアルバイト）を含んでおります。

(6)生産、受注及び販売の実績

当第2四半期連結累計期間において、仕入及び販売の実績が著しく減少しております。

これは、当企業グループが保有していたゴルフ場133コースのうち90コースの運営事業を譲渡したことによるものであり、仕入実績は850,300千円（前年同期比17.7%）、販売実績は7,610,781千円（前年同期比15.6%）減少しました。

(7)主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備が著しく減少しております。これは、ビジネス・トラストによるアセットライトを実施したことにより、株式会社アコーディアAH11及び株式会社アコーディアAH12の発行済株式の全部が、AGアセットに対して匿名組合出資する方法により移転したことで、株式会社アコーディアAH11、株式会社アコーディアAH12、及び同社の完全子会社であった株式会社アコーディアAH03が保有していたゴルフ場（付随する施設等を含みます。）に係る設備が減少したことによるものであり、前連結会計年度と比べ有形固定資産が120,048,126千円（55.6%）減少しております。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	399,000,000
計	399,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	105,398,700	105,398,700	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であり ます。
計	105,398,700	105,398,700		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年6月27日
新株予約権の数(個)	141,843
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,184,300(新株予約権1個につき100株) ただし、発行要項第6項に従い調整されることがある。(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当社普通株式1株あたり1,410(注)
新株予約権の行使期間	平成26年8月1日～平成28年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 当社普通株式1株あたり1,410 資本組入額 当社普通株式1株あたり 705
新株予約権の行使の条件	発行要項第10項のとおり
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	ローン
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	発行要項第14項のとおり

(注) 平成26年11月10日開催の当社取締役会において決議した第36期中間配当の実施に伴い、以下の発行要項第8項の規定に基づき、同年12月1日を適用日として、1,404円に調整されます。

上記新株予約権にかかる発行要項は以下のとおりです。

1. 新株予約権の名称  
株式会社アコーディア・ゴルフ第3回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の総数  
141,843個
3. 本新株予約権の払込金額  
本新株予約権1個あたり990円
4. 本新株予約権の割当日  
平成26年8月1日
5. 本新株予約権の払込期日  
平成26年8月1日
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は100株とする。

- (2) 当社が第8項に従って行使価額（第7項第(6)号に定義される。以下同じ。）の調整を行う場合には、対象株式数は次の算式によって調整される。ただし、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る対象株式数についてのみ行われ、調整の結果として1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、同一の本新株予約権者により複数の本新株予約権が同時に行使された場合には、かかる端数の切り捨ては、同時に行使された各本新株予約権により交付すべき株式数の合計数を基礎として行う。

$$\text{調整後対象株式数} = \frac{\text{調整前対象株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整後対象株式数の適用日は、第8項による行使価額の調整に関し、当該調整後行使価額を適用する日と同日とする。

対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前対象株式数、調整後対象株式数及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 7. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、以下のいずれかとする。

##### 金銭

大和PIパートナーズ株式会社及び当社の間の平成26年3月28日付金銭消費貸借契約書（以下「本ローン契約」という。）に基づく貸金元本債権（以下「本ローン債権」という。）

##### 金銭及び本ローン債権

- (2) 本新株予約権の行使に際して金銭を出資する場合、その価額は、行使価額に対象株式数を乗じた額とする。
- (3) 本新株予約権の行使に際して本ローン債権を出資する場合、出資される本ローン債権の債権額は、行使価額に対象株式数を乗じた金額とする。
- (4) 本新株予約権の行使に際して金銭及び本ローン債権を出資する場合、出資される金銭及び本ローン債権の価額の合計額は、行使価額に対象株式数を乗じた金額とする。
- (5) 本新株予約権の行使に際して出資された本ローン債権は、当該債権額の範囲内において、当該出資と同時に、弁済期が到来したものとみなされ、かつ混同により消滅する。
- (6) 本新株予約権の行使に際して払込みをすべき当社普通株式1株あたりの金額（以下「行使価額」という。）は、1,410円とする。ただし、行使価額は第8項に定めるところに従い調整される。

#### 8. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価（本項第(4)号に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、当該当社普通株式に係る払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、払込期日）の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は無償割当てを行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、交付される証券若しくは権利のすべてが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券若しくは権利の払込期日又は払込期間の末日（無償割当ての場合には、効力発生日）の翌日以降、また、当該募集において株主に当該証券若しくは権利の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- (3) 当社は、本号の本配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「本配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」と総称する。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - \text{本配当額}}{\text{時価}}$$

「本配当額」とは、平成26年4月1日以降の日を基準日として行われる当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（以下「本配当」という。）の額（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。現物配当の場合は当該現物の簿価を配当額とする。）をいう。なお、本新株予約権発行後に、株式分割、株式無償割当て又は株式併合より当社普通株式の発行済株式総数に変更された場合には、合理的に調整する。

本配当による行使価額の調整は、当該調整の対象となる剰余金の配当について、会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月1日以降これを適用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本配当による行使価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。平均値の計算は、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の応当日（応当日がない場合には当該日の前月末日とする。）における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号又は第(5)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まない。

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わない。ただし、その次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (5) 本項第(2)号及び第(3)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

本号のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

- (6) 前各号の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 9. 本新株予約権を行使することができる期間

平成26年8月1日から平成28年12月1日まで

## 10. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (2) 本新株予約権は、シンガポール証券取引所メインボードにおいて、当社又は当社の関連会社が平成26年3月28日時点で保有するゴルフ場又はゴルフ練習場等の全部又は一部に係る事業を投資対象とし、シンガポールのビジネス・トラスト法（Business Trusts Act of Singapore）に基づき組成される信託型の上場ファンドであるビジネス・トラストのユニットが上場され、かつ、以下のいずれかの条件が満たされない限り行使することができない。

本新株予約権の払込みがなされた日以降、当社において、取得価額の累計額が300億円以上となる自己株式の取得が行われた場合又は買付代金の総額が300億円以上となる自己株式公開買付けを開始した場合

本新株予約権の払込みがなされた日以降、当社が当事者となる吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転又は事業譲渡（株主総会決議を要さないものを除く。）に係る契約又は計画に関する議案につき、当社の株主総会の承認がなされた場合

本ローン契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合（本ローン契約の定めに従い又は本ローン契約の貸付人の同意により当該期限の利益喪失事由が治癒された場合を除く。）

## 11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 12. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

### 13. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、第10項に定める行使条件が満たされた日以降に、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が20連続取引日にわたり基準価額（以下に定義する。）以上となった場合、本新株予約権の新株予約権者に対し、当社の取締役会が別途決定する日（以下「取得日」という。）において、当該取得日から30日以上45日以内の事前通知を行うことを条件として、当社が取得する本新株予約権の個数に本新株予約権1個あたりの払込金額を乗じた金額の金銭を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。「基準価額」とは、本新株予約権の当初の行使価額の250%相当額とし、第8項に定める行使価額の調整条項に準じて調整されるものとする。
- (2) 前号に関して本新株予約権の一部が取得される場合には、抽選その他の合理的な方法により、取得される本新株予約権が決定される。

### 14. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社になり、かつ本ローン元本債権に係る債務が吸収分割若しくは新設分割により承継会社若しくは新設会社に承継される場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併が効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）をそれぞれ以下の条件に基づき交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿ってその効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付する旨を吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限る。

#### (1) 承継新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

#### (2) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

#### (3) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第6項に準じて決定する。承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の対象株式数に準じて決定し、第6項に準じた調整がなされる。

#### (4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、第7項に準じて決定する。承継新株予約権の行使価額は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の行使価額に準じて決定し、第8項に準じた調整がなされる。

#### (5) 承継新株予約権を行使することができる期間

第9項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第9項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

#### (6) 承継新株予約権の行使の条件

第10項に準じて決定する。

#### (7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第11項に準じて決定する。

#### (8) 譲渡による承継新株予約権の取得の制限

承継新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

#### (9) 承継新株予約権の取得条項

第13項に準じて決定する。

### 15. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

### 16. 新株予約権証券

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

### 17. 法令の改正に伴う取扱い

会社法その他の法令の新設又は改廃により、本要項において引用する各法令、条項数又はその内容等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改正の趣旨を考慮の上、適宜合理的な範囲内で、当該新設又は改正後の法令の実質的に応ずる規定に読み替える。

### 18. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社の代表取締役社長に一任する。



(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日		105,398,700		10,940,982		14,140,470

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(株)C & I Holdings	東京都港区南青山3丁目8番37号	4,147,700	3.9
(株)レノ	東京都港区南青山3丁目8番37号 第2宮忠ビル8階	2,962,000	2.8
(株)シティインデックスホールディングス	東京都港区南青山3丁目8番37号	2,693,600	2.6
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,303,000	2.2
(株)南青山不動産	東京都港区南青山3丁目8番37号	2,168,100	2.1
株式会社フォルティス	東京都港区南青山3丁目8番37号	1,750,700	1.7
株式会社シティインデックスホスピタリティ	東京都港区南青山3丁目8番37号	1,648,000	1.6
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,375,800	1.3
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカ ウント (常任代理人 (株)みずほ銀行決 済営業部)	(東京都中央区月島4丁目16-13)	1,255,339	1.2
ステート ストリート バン ク アンド トラスト カンパ ニー 505253 (常任代理人 (株)みずほ銀行決 済営業部)	(東京都中央区月島4丁目16-13)	1,033,000	1.0
計	-	21,337,239	20.2

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 2,276,700株

日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 1,375,000株

2 上記のほか当社保有の自己株式34,894,000株(33.1%)があります。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 34,894,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 70,501,500	705,015	
単元未満株式	普通株式 3,200		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	105,398,700		
総株主の議決権		705,015	

(注) 証券保管振替機構名義の株式はありません。

## 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)アコーディア・ゴルフ	東京都渋谷区渋谷二丁目 15番1号 渋谷クロスタワー	34,894,000		34,894,000	33.1
計		34,894,000		34,894,000	33.1

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	4,656,540	5,932,031
営業未収入金	5,254,651	2,335,885
商品	2,264,100	2,049,490
原材料及び貯蔵品	360,198	161,140
その他	7,569,327	11,362,515
貸倒引当金	673,441	158,542
<b>流動資産合計</b>	<b>19,431,376</b>	<b>21,682,521</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	42,695,261	20,528,051
ゴルフコース	110,241,730	41,906,085
土地	53,448,349	28,479,569
その他（純額）	8,378,950	4,484,506
<b>有形固定資産合計</b>	<b>214,764,291</b>	<b>95,398,212</b>
<b>無形固定資産</b>		
のれん	21,128,388	9,557,476
その他	4,740,475	2,724,138
<b>無形固定資産合計</b>	<b>25,868,864</b>	<b>12,281,614</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	47,591	20,653,545
長期貸付金	49,428	542,428
その他	3,105,032	8,078,356
貸倒引当金	305,282	301,782
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>2,896,770</b>	<b>28,972,547</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>243,529,926</b>	<b>136,652,375</b>
<b>資産合計</b>	<b>262,961,302</b>	<b>158,334,897</b>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	2,110,713	2,089,083
短期借入金	12,704,000	5,100,000
コマーシャル・ペーパー	2,998,799	4,997,793
1年内返済予定の長期借入金	9,363,135	10,573,504
1年内償還予定の社債	15,000,000	-
未払法人税等	4,112,579	648,264
引当金	1,786,652	1,789,930
その他	13,794,499	5,822,569
流動負債合計	61,870,379	31,021,146
固定負債		
長期借入金	60,817,134	56,185,808
入会保証金	24,847,809	9,385,627
その他	23,223,358	16,307,559
固定負債合計	108,888,303	81,878,995
負債合計	170,758,683	112,900,141
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,940,982	10,940,982
資本剰余金	20,622,481	20,622,481
利益剰余金	62,505,199	60,747,220
自己株式	1,999,977	47,000,177
株主資本合計	92,068,687	45,310,508
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益	-	84,983
その他の包括利益累計額合計	-	84,983
新株予約権	-	140,424
少数株主持分	133,932	68,806
純資産合計	92,202,619	45,434,755
負債純資産合計	262,961,302	158,334,897

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
営業収益	48,930,457	41,319,676
営業費用		
事業費	39,786,751	33,192,977
販売費及び一般管理費	1,824,626	3,255,956
営業費用合計	41,611,377	36,448,933
営業利益	7,319,080	4,870,742
営業外収益		
受取利息	352	7,351
受取賃貸料	32,231	31,260
利用税等報奨金	35,699	30,320
その他	82,656	46,121
営業外収益合計	150,939	115,053
営業外費用		
支払利息	748,631	734,042
投資有価証券売却損	13,952	-
持分法による投資損失	3,285	2,158,768
シンジケートローン手数料	74,500	796,250
その他	242,199	558,634
営業外費用合計	1,082,568	4,247,696
経常利益	6,387,451	738,098
特別利益		
固定資産売却益	96,689	3,781
保険差益	101,621	108,445
関係会社株式売却益	25,381	6,180,783
受取補償金	4,983	123,015
債務免除益	44,913	34,403
特別利益合計	273,588	6,450,428
特別損失		
固定資産除売却損	16,578	26,008
災害による損失	54,616	95,136
その他	1,349	-
特別損失合計	72,544	121,144
税金等調整前四半期純利益	6,588,495	7,067,383
法人税、住民税及び事業税	2,136,841	6,498,797
法人税等調整額	1,320,863	3,434,466
法人税等合計	3,457,705	3,064,330
少数株主損益調整前四半期純利益	3,130,790	4,003,052
少数株主利益	-	12,760
四半期純利益	3,130,790	3,990,292

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,130,790	4,003,052
その他の包括利益		
持分法適用会社に対する持分相当額	-	84,983
その他の包括利益合計	-	84,983
四半期包括利益	3,130,790	3,918,068
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,130,790	3,905,308
少数株主に係る四半期包括利益	-	12,760



## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	6,588,495	7,067,383
減価償却費	2,770,195	2,347,446
のれん償却額	1,270,311	1,074,288
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,451	12,688
賞与引当金の増減額(は減少)	16,842	111,646
ポイント引当金の増減額(は減少)	29,550	78,668
株主優待引当金の増減額(は減少)	242,184	304,979
受取利息	352	7,351
支払利息	748,631	734,042
持分法による投資損益(は益)	3,285	2,158,768
固定資産除売却損益(は益)	80,110	22,227
関係会社株式売却損益(は益)	25,381	6,180,783
売上債権の増減額(は増加)	519,516	7,339
仕入債務の増減額(は減少)	462,508	760,031
未払金の増減額(は減少)	652,477	2,343,834
前受収益の増減額(は減少)	3,264,129	2,375,725
その他	650,190	894,087
小計	7,884,643	2,457,042
利息の受取額	350	1,127
利息の支払額	744,130	744,873
法人税等の支払額	2,332,487	12,627,958
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,808,376	10,914,662
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	2,366,056	1,629,554
有形固定資産の売却による収入	131,634	46,191
無形固定資産の取得による支出	127,382	67,800
子会社株式の取得による支出	-	150,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	16,072	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	126,488	2 87,648,314
短期貸付金の増減額(は増加)	10	13,870
長期貸付けによる支出	-	500,000
民事再生会社へのスポンサー拠出金の支払いによる支出	113,200	-
その他	63,357	9,357
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,427,935	85,351,664

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	3,070,000	7,604,000
コマーシャル・ペーパーの純増減額(は減少)	6,541	1,984,348
長期借入れによる収入	11,202,000	58,500,000
長期借入金の返済による支出	5,989,511	61,920,957
社債の償還による支出	-	15,000,000
自己株式の取得による支出	-	45,000,200
配当金の支払額	5,626,151	5,727,436
ファイナンス・リース債務の返済による支出	901,646	793,103
セール・アンド・リースバックによる収入	1,527,522	2,393,047
少数株主への配当金の支払額	-	26,496
長期預り金の返還による支出	70,118	57,936
新株予約権の発行による収入	-	140,424
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,934,447	73,112,310
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	554,007	1,324,691
現金及び現金同等物の期首残高	5,823,537	4,594,840
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 5,269,530	1 5,919,531

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間  
(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

(1)連結の範囲の重要な変更

(アセットライト関連)

当第2四半期連結累計期間において、アセットライトに関連する連結の範囲の重要な変更は、以下のとおりであります。

《新規設立》

(株)アコーディアAH11は、平成26年6月に(株)アコーディアAH01を新規設立いたしました。

(株)アコーディア・ゴルフは、平成26年6月に(株)アコーディアAH02を新規設立いたしました。

(株)アコーディアAH36は、平成26年6月に(株)アコーディアAH03を新規設立いたしました。

《除外》

(株)アコーディア・ゴルフは平成26年6月にアコーディア・ゴルフ・アセット合同会社(以下、「AGアセット」といいます。)の社員持分全部を譲渡したことにより連結の範囲から除いております。

ACCORDIA GOLF TRUST MANAGEMENT PTE. LTD.は平成26年6月に増資を行ったことにより持分比率が低下したため、連結の範囲から除いております。

(株)アコーディアAH11、(株)アコーディアAH12及び(株)アコーディアAH03は、全株式をAGアセットへの現物による匿名組合出資を実施し、当該匿名組合出資持分を譲渡したため、連結の範囲から除いております。

なお、(株)アコーディアAH11、(株)アコーディアAH12及び(株)アコーディアAH03の連結の範囲からの除外は、当企業グループが保有する全133コースのうち90コースのゴルフ場を売却することであるため、当四半期連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることとなります。その影響の概要は、「第4 経理の状況 注記事項(企業結合等関係)事業分離」において記載しております。

(その他)

当第2四半期連結累計期間において、(株)アコーディア・ゴルフは平成26年4月に会社分割により(株)アコーディア・リテールを設立いたしました。

(2)持分法適用の範囲の重要な変更

当第2四半期連結累計期間において、従来連結子会社であったACCORDIA GOLF TRUST MANAGEMENT PTE. LTD.は平成26年6月に増資を行ったことにより持分比率が低下したため、持分法適用の範囲に含めております。

また、(株)アコーディア・ゴルフは、シンガポールの法人であるAccordia Golf Trustのユニットを取得したことにより、当該法人を持分法適用の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

平成26年3月28日提出の臨時報告書のとおり当社は、当社グループが保有するゴルフ場（付随する施設等を含みます。以下同じとします。）に係る事業を、別途設立したAGアセットに匿名組合出資として譲渡した上で、当該出資持分を、シンガポールで組成・上場されるシンガポールのビジネス・トラスト法に基づくビジネス・トラストであるAccordia Golf Trust（以下「AGトラスト」といいます。）に対して譲渡し、その譲渡代金を受領するとともに、当該AGアセットからゴルフ場の経営管理および運営の委託を受けるという、新たな経営モデルの導入（ビジネス・トラストによるアセットライト）、新株予約権付ローンによる資金調達および自己株式の公開買付けなどの施策について定時株主総会の承認に基づき実施いたしました。また、平成26年8月1日においてAGトラストの発行するユニットがシンガポール証券取引所に上場されました。これにともない以下の取引が発生し、財務諸表に大きな影響を与えております。

#### ビジネス・トラストによるアセットライトの概要

当社は、当社グループが保有し、運営を行っている合計133コースのゴルフ場のうち、90コース（以下「当初BT対象ゴルフ場」といいます。）を、当社が設立したAGアセットに対し、当初BT対象ゴルフ場を保有する当社子会社の株式を匿名組合出資する方法により移転いたしました。その上で、当社は、上記の匿名組合出資により当初BT対象ゴルフ場を保有することとなったAGアセットを営業者とする匿名組合に係る匿名組合出資持分を、シンガポールのビジネス・トラスト法に基づき組成されるAGトラストに譲渡することにより、本匿名組合出資持分の譲渡の対価を受領するとともに、AGアセットに移管される当社子会社より既存貸付金等の返済を受けました。また、同時にAGトラストのユニット（投資有価証券）を28.85%取得したことにより、同社を関連会社を含めております。

当該匿名組合出資持分の譲渡等により実現した、関係会社株式売却益は6,180,783千円であります。

#### 新株予約権付ローンによる資金調達

当社は、本施策の実施に際して、ビジネス・トラストによるアセットライトに協力して取り組むパートナーとして、株式会社大和証券グループ本社の子会社である大和PIパートナーズ株式会社から、新株予約権付ローンによる資金調達（新株予約権の払込金額140,424,570円および借入金額200億円）を平成26年8月1日に行いました。

#### 自己株式の公開買付けの概要

当社は、匿名組合出資持分のAGトラストへの譲渡の対価としてAGトラストから受領した資金の一部、AGアセットに移管される当社子会社に対する既存貸付金等の返済金の一部およびその他の資金を用いて、買付代金の総額が約450億円以上の自己株式の公開買付け（1株当たりの買付価格は1,400円）を平成26年8月4日の取締役会決議に基づき以下のとおり完了しております。

取得日	平成26年9月1日
取得した株式の数（株）	32,142,900
取得資金の内訳	自己資金 45,000,060千円
保有自己株式の数（株）	34,894,000
自己株式保有割合	33.1%

## (四半期連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
退職給付費用	7,868千円	13,578千円
支払手数料	160,412千円	906,482千円
貸倒引当金繰入額	360千円	3,065千円

## 2 売上高の季節的変動

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

ゴルフは屋外スポーツであり、当企業グループの営業収益及び営業費用は、気候が穏やかな春・秋に該当する第1四半期および第3四半期に高く、気候の厳しい夏・冬に該当する第2四半期および第4四半期に低くなる傾向があります。

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
現金及び預金	5,331,230千円	5,932,031千円
預入期間3ヶ月超の定期預金	61,700千円	12,500千円
現金及び現金同等物	5,269,530千円	5,919,531千円

- 2 アセットライト施策実施に伴う貸付金の返済等が含まれております。

また、ビジネス・トラストのユニットを取得した対価25,357,232千円については、相殺されているため金額により表示してあります。

## (株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

## 配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,645,623	5,500円00銭	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

## 配当に関する事項

## 1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,748,271	56円00銭	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年11月10日 取締役会	普通株式	352,523	5円00銭	平成26年9月30日	平成26年12月8日	利益剰余金

## 3. 株主資本の著しい変動

当社は、追加情報に記載のとおり、平成26年8月4日開催の取締役会決議に基づき、公開買付で自己株式32,142,900株の取得を行いました。これを主因として、当第2四半期連結累計期間において自己株式が45,000,200千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において自己株式が47,000,177千円となっております。

これを主な要因として、当第2四半期連結累計期間末における株主資本は、前連結会計年度末と比較して46,758,179千円減少しております。

(金融商品関係)

営業未収入金、投資有価証券、短期借入金及び長期借入金が、当企業グループの事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

前連結会計年度末(平成26年3月31日)

(単位:千円)

科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
営業未収入金	5,254,651			
貸倒引当金	659,131			
	4,595,519	4,595,519		(注)1
投資有価証券	27,540	27,540		(注)1
短期借入金	(12,704,000)	(12,704,000)		(注)1、2
長期借入金	(70,180,269)	(69,279,628)	900,641	(注)1、2、3

当第2四半期連結会計期間末(平成26年9月30日)

(単位:千円)

科目	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
営業未収入金	2,335,885			
貸倒引当金	152,426			
	2,183,458	2,183,458		(注)1
投資有価証券	20,410,022	24,416,469	4,006,446	(注)1
短期借入金	(5,100,000)	(5,100,000)		(注)1、2
長期借入金	(66,759,312)	(66,711,139)	48,172	(注)1、2、3

(注)1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 営業未収入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また貸倒引当金を控除しております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、上記投資有価証券には、時価を把握することが極めて困難と認められる243,522千円については含まれておりません。

(3) 短期借入金及び長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

3 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

対象となった企業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当社の連結子会社である株式会社アコーディアAH11、株式会社アコーディアAH12及び株式会社アコーディアAH36の一部のゴルフ場事業

事業の内容：ゴルフ場経営

企業結合日：平成26年7月31日

企業結合の法的形式

株式会社アコーディアAH11（当社の連結子会社）を分割会社、株式会社アコーディアAH01（当社の連結子会社）を承継会社とする吸収分割

株式会社アコーディアAH12（当社の連結子会社）を分割会社、株式会社アコーディアAH02（当社の連結子会社）を承継会社とする吸収分割

株式会社アコーディアAH36（当社の連結子会社）を分割会社、株式会社アコーディアAH03（当社の連結子会社）を承継会社とする吸収分割

結合後企業の名称

株式会社アコーディアAH01

株式会社アコーディアAH02

株式会社アコーディアAH03

その他取引の概要に関する事項

アセットライト実施に伴い、当社子会社のうち、ビジネス・トラスト対象ゴルフ場を保有する子会社（以下「BT対象ゴルフ場保有会社」）と対象外ゴルフ場を保有する子会社とに分割し、BT対象ゴルフ場保有会社が保有するBT対象外孫会社の株式を当社へ譲渡した後に、BT対象ゴルフ場保有会社の株式を匿名組合出資として、現物出資を行うことを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。



## 事業分離

### (子会社株式の譲渡)

#### (1) 事業分離の概要

分離先企業の名称

アコーディア・ゴルフ・アセット合同会社

分離した事業の内容

子会社：株式会社アコーディアAH11、株式会社アコーディアAH12、株式会社アコーディアAH03

事業の内容：ゴルフ場経営

事業分離を行った主な理由

当企業グループはこれまで、積極的なゴルフ場の取得を行い日本最大のゴルフ場保有会社として日本のゴルフ業界をリードしてまいりました。ゴルフ場 M&A 市場が回復基調にある昨今においては、次なるステージとして、ビジネス・トラストによるアセットライト施策を通じて資産の効率化による成長余力を高め、譲渡先より運營業務を受託することにより運営受託収入の拡充を図るという循環型のビジネスモデルでの成長を目指し、当社子会社株式の一部をアコーディア・ゴルフ・アセット合同会社に譲渡することといたしました。

事業分離日（株式譲渡日）

平成26年8月1日

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

#### (2) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

関係会社株式売却益 6,178,068千円

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	59,462,802	千円
固定資産	132,979,436	千円
資産合計	192,442,239	千円
流動負債	63,581,094	千円
固定負債	66,827,671	千円
負債合計	130,408,765	千円

会計処理

株式譲渡したことにより受け取った対価となる財産の時価と、譲渡した子会社に係る株主資本相当額との差額を移転差益として認識している。

#### (3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

ゴルフ事業

#### (4) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	累計期間	
営業収益	19,441,847	千円
営業利益	3,099,483	千円

#### (5) 継続的関与の概要

アコーディア・ゴルフ・アセット合同会社と経営管理委託契約を締結しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当企業グループの事業は、ゴルフ事業及びこれに付帯する業務の単一事業であり、また、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店等がないため、該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

当企業グループの事業は、ゴルフ事業及びこれに付帯する業務の単一事業であり、また、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店等がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	30円50銭	40円97銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	3,130,790	3,990,292
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	3,130,790	3,990,292
普通株式の期中平均株式数(株)	102,647,700	97,378,343
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成26年6月27日開催株主総会決議による新株予約権付きローン 新株予約権の個数 141,843個 新株予約権の目的となる株式の数 14,184,300株 この概要は、「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- (注) 1. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。
2. 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成26年11月10日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

1. 自己株式消却の理由

資本政策における株主利益の増大を図ることを目的として、自己株式の消却を実施いたします。

なお、残る自己株式については、平成26年6月27日開催の株主総会決議に基づいて発行された新株予約権（第三者割当による新株予約権付ローンに付随）の行使に充当する予定であります。

2. 自己株式消却の概要

(1)	消却の方法	その他資本剰余金及びその他利益剰余金から減額
(2)	消却する株式の種類	当社普通株式
(3)	消却する株式の総数	20,659,700株 (消却前の発行済株式総数に対する割合19.6%)
(4)	消却後の発行済株式総数	84,739,000株
(5)	消却後の自己株式数	14,234,378株 (消却後の発行済株式総数に対する割合16.8%)
(6)	消却予定日	平成26年12月1日

## 2 【その他】

第36期（平成26年4月1日から平成26年3月31日まで）中間配当について、平成26年11月10日開催の取締役会において、平成26年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 352,523千円

1株当たりの金額 5円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成26年12月8日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月11日

株式会社アコーディア・ゴルフ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 板垣 雄士

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小口 誠司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アコーディア・ゴルフの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アコーディア・ゴルフ及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

追加情報に記載されているとおり、平成26年8月1日にシンガポールのビジネス・トラスト法に基づくビジネス・トラストであるアコーディア・ゴルフ・トラストの発行するユニットがシンガポール証券取引所に上場された。これに伴い会社は、新たな経営モデルの導入（ビジネス・トラストによるアセットライト）、新株予約権付ローンによる資金調達及び自己株式の公開買付けなどの施策を実施した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。